

## 愛知県持続性の高い農業生産方式導入指針

農業は、食料の生産だけでなく、県土の保全、水源のかん養など様々な多面的機能を果たしており、これらの多面的機能は、農業が環境と調和する形で適切に営まれる必要があることから、本県では、平成20年に「愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画」を策定し、本県の農業全体が、農業の持つ物質循環機能を生かし、肥料や有機質資材、農薬等の各種資材の適正な使用により、環境負荷の低減と農産物の安全確保に最大限に配慮したものとなるよう推進を図っているところである。

これまでも、土づくりを基礎に、化学肥料・農薬の使用の低減を図る環境保全型農業を推進するため、啓発活動や技術の確立・普及に努めてきたが、今後、一層の成果をあげるためには、確立された技術が組み合わされ、幅広く実践されることが重要である。

このため、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入の促進を図ることを目的とした「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年7月28日法律第110号、以下「法律」という。）第3条に基づき、農業者が導入すべき「持続性の高い農業生産方式」の具体的な内容を示した「愛知県持続性の高い農業生産方式導入指針」を定める。

### 第1 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

#### 1 共通事項

##### (1) 持続性の高い農業生産方式

有機質資材の施用による土壌改善技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術のすべてを用いて行われるものを「持続性の高い農業生産方式」とする。

法律第4条に基づく「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」（以下「導入計画」という。）の認定を受けるためには、第1の2以下に掲げる各作物ごとの、「有機質資材の施用による土壌改善技術」、「化学肥料低減技術」、「化学合成農薬低減技術」の各区分ごとに「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号、以下「施行規則」という。）」第1条第1項、第2項及び第3項に定められた技術及び平成18年農林水産省令11号、平成19年農林水産省令10号で追加された技術のうち、一つ以上を用いることが必要である。

##### (2) 有機質資材の施用による土壌改善技術

たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高い技術を指す。

施行規則第1条第1項において

ア たい肥等有機質資材施用技術（作物残さのすき込みも含む）

イ 緑肥作物利用技術

が定められている。

たい肥等有機質資材の施用にあたっては、土壌診断を行い、県の定めた有機質資材の施用基準を目安とし、原則として耕作直前に搬入し速やかに土壌と混和する。

##### (3) 化学肥料低減技術

肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術を指す。

施行規則第1条第2項において

ア 局所施肥技術

イ 肥効調節型肥料施用技術

ウ 有機質肥料施用技術

が定められている。

土壌診断を行い、県の施肥基準に準じた適切な施肥を行うことを基本とするが、局所施肥、肥効調節型肥料の使用にあたっては、肥料成分利用効率の向上を考慮して施肥量を低減する。なお、有機質肥料施用技術には、特殊肥料として届出のされたC/N比15以下のたい肥等有機質資材を施用して、化学的に合成された肥料の施用を減少させる技術も含まれる。

- (4) 化学合成農薬低減技術  
有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い技術を指す。  
施行規則第1条第3項において
- ア 温湯種子消毒技術
  - イ 機械除草技術（刈り払い機による畦畔の除草も含む）
  - ウ 除草用動物利用技術
  - エ 生物農薬利用技術（バンカー植物栽培する技術も含む）
  - オ 対抗植物利用技術
  - カ 抵抗性品種栽培・台木利用技術
  - キ 土壌還元消毒技術
  - ク 熱利用土壌消毒技術
  - ケ 光利用技術（シルバーフィルム等の反射資材、粘着資材、非散布型農薬含有テープ、黄色灯及び紫外線除去フィルムを利用する技術）
  - コ 被覆栽培技術
  - サ フェロモン剤利用技術
  - シ マルチ栽培技術
- が定められている。
- 県の農業病虫害防除の手引きに基づいて耕種的防除、物理的防除等を併用する総合防除を行うことを基本とし、化学合成農薬使用成分回数を現状の使用成分回数より低減することが望ましい。

## 2 普通作

## (1) 水稻 (平坦部)

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 稲わら等有機質資材を施用する場合は、移植30日前までを目安として行い、速やかに土壌と混和する。なお、成分濃度の高い豚ふんたい肥等を利用する場合、200～400kg/10a程度を移植直前に施用することで、基肥の代替とすることができる。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 レンゲのすき込み時期は、還元障害とメタン発生を抑制するため、移植2週間前までを目安とする。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 側条施肥田植機、側条(同条)施肥は種機を用いて、移植又はは種時に施用する。この施肥法では、代かき水の落水による基肥肥料成分の環境への流出を防ぐことができ、施肥効率が通常的全層施肥法より高いので施肥窒素量を10～15%程度減らすことができる。また、肥効調節型肥料を育苗箱に施用する全量基肥栽培法は、生育初期の窒素発現が少ないので、地力中庸以上のほ場に適する。低地力田では箱施用に側条施肥を組み合わせる方法がある。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 肥効調節型肥料を利用した全量基肥栽培用肥料を、作期・品種に対応した種類を選んで移植前に、側条(同条)施肥の場合は移植又はは種と同時に施用する。肥効調節型肥料は施肥効率が高いので、慣行栽培より施肥窒素量を10～15%程度減らすことができる。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 基肥施用時期は化学肥料と同じでよいが、穂肥施用時期は無機化に要する日数を勘案して化学肥料より1週間程度早める。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性病害やイネシンガレセンチュウを防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 中耕除草機、ブームモア等の機械を利用し、ほ場又は畦畔の雑草を防除する。</p> <p>ウ 除草用動物利用技術 水稻が活着し、初期分けつ開始後に、アイガモ、コイなどの小動物を放飼する。除草用動物が野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護することが必要である。</p> <p>エ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを使用する。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 いもち病、縞葉枯病などに対する複合抵抗性品種を利用する。</p> <p>カ マルチ栽培技術 紙マルチ田植機を用いて移植を行う。マルチが重なり合うようにていねいに移植する。除草剤使用の代替が可能であり、紋枯病の軽減にも効果がある。田面温度が低下しやすいため、黒色紙マルチの利用が望ましい。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (2) 水稻 (山間部)

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等有機質資材の利用にあたっては、稲わら、牛ふんたい肥等を冬期までに施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 レンゲのすき込み時期は、還元障害とメタン発生を抑制するため、移植2週間前までを目安とする。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 側条施肥田植機、側条(同条)施肥は種機を用いて、移植又はは種時に施用する。この施肥法では、代かき水の落水による基肥肥料成分の環境への流出を防ぐことができ、施肥効率が通常的全層施肥法より高いので施肥窒素量を10～15%程度減らすことができる。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 肥効調節型肥料を利用した全量基肥栽培用肥料を、作期・品種に対応した種類を選んで移植前に、側条(同条)施肥の場合は移植又はは種同時に施用する。肥効調節型肥料は施肥効率が高いため、慣行栽培より施肥窒素量を10～15%程度減らすことができる。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 基肥施用時期は化学肥料と同じでよいが、穂肥施用時期は無機化に要する日数を勘案して化学肥料より1週間程度早める。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性病害やイネシנגアレセンチュウを防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 中耕除草機、ブームモア等の機械を利用し、ほ場又は畦畔の雑草を防除する。</p> <p>ウ 除草用動物利用技術 水稻が活着し、初期分けつ開始後に、アイガモ、コイなどの小動物を放飼する。除草用動物が野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護することが必要である。</p> <p>エ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを使用する。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 いもち病、縞葉枯病などに対する複合抵抗性品種を利用する。</p> <p>カ マルチ栽培技術 紙マルチ田植機を用いて移植を行う。マルチが重なり合うようにていねいに移植する。除草剤の使用を代替可能であり、紋枯病の軽減にも効果がある。田面温度が低下しやすいため、黒色紙マルチの利用が望ましい。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (3) 小麦

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、速やかに土壌と混和し、は種までの期間を可能な限り短くする。雑草種子の持ち込みを防ぐため、未熟たい肥は使用しない。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 側条施肥は種機を用いては種時に施用する。 イ 肥効調節型肥料施用技術 速効性肥料と組み合わせた肥料を基肥として施用する。 ウ 有機質肥料施用技術 発酵鶏ふん、なたね油かす等を基肥として利用する場合は、可能な限りは種直前に施用する。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 温湯種子消毒技術 温湯浸漬による種子消毒を行い、種子伝染性病害を防除する。 イ 機械除草技術 管理機、ブームモア等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は畦畔等の雑草を防除する。 ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを使用する。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (4) 大豆

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。雑草種子の持ち込みを防ぐため、未熟たい肥は使用しない。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 レンゲ等をすき込みする場合は、速やかに土壌と混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 開花期以降の肥効を確保するため、肥効調節型肥料を中耕・培土時に施用する。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 発酵鶏ふん、なたね油かす等を基肥に施用する場合はは種前に使用する。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機、ブームモア等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は畦畔の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害虫に抵抗性を持った品種を利用する。</p> <p>エ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## 3 野菜

## (1) きゅうり (施設)、(露地)

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策として、クロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種や台木を利用する。</p> <p>カ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する</p> <p>キ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>ク 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ケ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>コ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>サ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (2) かぼちゃ

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策として、クロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種を利用する。</p> <p>カ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する</p> <p>キ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>ク 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ケ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>コ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>サ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (3) とうがん、カリモリ、キナウリ、ハヤトウリ (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策として、クロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。</p> <p>エ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種や台木を利用する。</p> <p>オ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する</p> <p>カ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ク 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>ケ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>コ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (4) メロン (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策として、クロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。</p> <p>エ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種や台木を利用する。</p> <p>オ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する</p> <p>カ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ク 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>ケ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>コ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (5) すいか (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術		<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策として、クロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種や台木を利用する。</p> <p>カ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>ク 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ケ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>コ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>サ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (6) トマト (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策として、クロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種や台木を利用する。</p> <p>カ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>ク 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ケ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>コ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>サ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (7) ミニトマト (施設)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策として、クロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種や台木を利用する。</p> <p>カ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>ク 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ケ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>コ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>サ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (8) ピーマン (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策として、クロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。</p> <p>エ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種や台木を利用する。</p> <p>オ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>カ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ク 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>ケ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>コ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (9) なす (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策として、クロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種や台木を利用する。</p> <p>カ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>ク 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ケ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>コ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>サ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (10) いちご (施設)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種を利用する。</p> <p>エ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>カ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>キ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>ク フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ケ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (11) とうもろこし (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、は種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>カ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>キ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>ク フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ケ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

(12) さやえんどう、えだまめ、いんげん、そらまめ、らっかせい、ささげ  
(施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、は種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (13) キャベツ、芽キャベツ、非結球芽キャベツ

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 対抗植物利用技術 根こぶ病対策として、前作に葉ダイコン等の抵抗性品種や小瀬菜等を栽培しすき込む。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種を利用する。</p> <p>カ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>ク 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ケ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>コ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (14) はくさい

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、は種（定植）30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 対抗植物利用技術 根こぶ病対策として、前作に葉ダイコン等の抵抗性品種や小瀬菜等を栽培しすき込む。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種を利用する。</p> <p>カ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>ク 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ケ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>コ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>サ マルチ栽培技術 春はくさいや早穫り秋冬はくさいについては、マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (15) ブロッコリー、カリフラワー

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 対抗植物利用技術 根こぶ病対策として、前作に葉ダイコン等の抵抗性品種や小瀬菜等を栽培しすき込む。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種を利用する。</p> <p>カ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>ク 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ケ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>コ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>サ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより、肥料成分の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (16) ほうれんそう (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、は種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 有機質肥料を用いた基肥重視の肥培管理を行う。各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種を利用する。</p> <p>エ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>カ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>キ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>ク フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ケ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより、肥料成分の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (17) 玉レタス、非結球レタス

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種を利用する。</p> <p>オ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>カ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ク 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>ケ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>コ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより、肥料成分の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (18) たまねぎ

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>カ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>キ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病虫害及び雑草を防除する。これにより、肥料成分の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (19) ねぎ、葉ねぎ、ニラ、アサツキ、ワケギ、ラッキョウ (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定する。また、基肥施用を基本に条施用する。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより、肥料成分の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (20) ふき (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。なお、施用量は成分量で50%程度を目安とする。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 対抗植物利用技術 ネグサレセンチュウ対策として、マリーゴールド、ハブソウ等を栽培しすき込む。</p> <p>エ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>カ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>キ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>ク フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (21) しそ類、食用花、ハーブ類 (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、土壌と十分混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。
		イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ 対抗植物利用技術 ネグサレセンチュウ対策として、マリーゴールド、ハブソウ等、ネコブセンチュウ対策としてクロタラリア、スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。
		エ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害に抵抗性のある品種を利用する。
		オ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。
		カ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		キ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		ク 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		ケ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		コ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (22) チンゲンサイ (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、土壌と十分混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。
		イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		ウ 有機質肥料施用技術 用いる有機質肥料の分解特性を考慮した的確な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策としてクロタラリア、スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。
		エ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。
		オ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		カ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		キ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		ク フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ケ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (23) セルリー (露地)、(施設)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、土壌と十分混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。
		イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。
		イ 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		エ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策としてクロタラリア、スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。
		オ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。
		カ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		キ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		ク 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		ケ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		コ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (24) パセリ (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、土壌と十分混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。
		イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。
		エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病虫害及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (25) こまつな (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、は種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。
		イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		ウ 有機質肥料施用技術 有機質肥料を用いた基肥重視の肥培管理を行う。各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ 対抗植物利用技術 根こぶ病対策として、前作に葉ダイコン等の抵抗性品種や小瀬菜等を栽培しすき込む。
		エ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。
		オ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		カ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		キ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		ク フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ケ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (26) だいこん (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、必ず完熟たい肥を用い、は種50日前までを目安として施用し、速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物のすき込みは、分解の早い夏季においても、は種30日前までを目安として行い、土壌とよく混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		イ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。
		イ 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		エ 対抗植物利用技術 ネグサレセンチュウ対策として、マリーゴールド、ハブソウ等を栽培しすき込む。
		オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種を利用する。
		カ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。
		キ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		ク 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		ケ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		コ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		サ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (27) にんじん

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、は種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>イ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性の病害を防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 対抗植物利用技術 ネグサレセンチュウ対策として、マリーゴールド、ハブソウ等、ネコブセンチュウ対策としてクロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種を利用する。</p> <p>カ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>キ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>ク 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>ケ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>コ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>サ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (28) さといも

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。また、稲わら等の有機物を畝の全面に敷き、土壌水分の保持に努める。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、は種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>エ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>オ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (29) ジネンジョ、ナガイモ、ヤマノイモ等

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。また、稲わら等の有機物を畝の全面に敷き、土壌水分の保持に努める。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、定植まで十分な期間を確保し、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>エ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>オ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (30) かんじょ

区分		持続性の高い農業生産方式の内容	
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア	たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、速やかに土壌と混和する。
		イ	緑肥作物利用技術 輪作体系に緑肥作物を導入する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア	局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。
		イ	肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		ウ	有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア	機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ	生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ	光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		エ	フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		オ	マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (31) ばれいしよ

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 輪作体系に緑肥作物を導入する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>エ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>オ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (32) れんこん (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 稲わら等を施用する場合は、定植30日前までに施用し、速やかに土壌と混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。 イ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。 イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。 ウ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。 エ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。 オ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (33) ゴボウ

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、必ず完熟たい肥を用い、は種50日前までを目安として施用し、速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物のすき込みは、分解の早い夏季においても、は種30日前までを目安として行い、土壌とよく混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		イ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ 対抗植物利用技術 ネグサレセンチュウ対策として、マリーゴールド、ハブソウ等、ネコブセンチュウ対策として、クロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。
		オ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		カ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		キ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		ク フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ケ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病虫害及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (34) かぶ (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、必ず完熟たい肥を用い、は種50日前までを目安として施用し、速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、分解の速い夏季においても、は種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		イ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ 対抗植物利用技術 ネグサレセンチュウ対策として、マリーゴールド、ハブソウ等を栽培してすき込む。
		エ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。
		オ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		カ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		キ 被覆栽培技術 は種後、直ちに白寒冷紗等で被覆し、害虫の飛来を防止する。
		ク フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ケ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (35) シュンギク (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、播種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 有機質肥料を用いた基肥重視の肥培管理を行う。各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (36) オクラ

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、播種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。
		イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		ウ 有機質肥料施用技術 有機質肥料を用いた基肥重視の肥培管理を行う。各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		エ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		オ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病虫害及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (37) ニガウリ (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、播種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る
		イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		ウ 有機質肥料施用技術 有機質肥料を用いた基肥重視の肥培管理を行う。各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ 対抗植物利用技術 ネコブセンチュウ対策としてクロタラリア・スペクタビリス、ギニアグラス等を栽培しすき込む。
		エ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種や台木を利用する。
		オ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。
		カ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		キ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		ク 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		ケ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		コ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (38) アスパラ (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、播種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る
		イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		ウ 有機質肥料施用技術 有機質肥料を用いた基肥重視の肥培管理を行う。各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。
		エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (39) ミズナ (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、播種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 有機質肥料を用いた基肥重視の肥培管理を行う。各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (40)モロヘイヤ (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、播種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る
		イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		ウ 有機質肥料施用技術 有機質肥料を用いた基肥重視の肥培管理を行う。各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。
		エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (41)しょうが (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し速やかに土壌と混和する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、播種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る
		イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。
		ウ 有機質肥料施用技術 有機質肥料を用いた基肥重視の肥培管理を行う。各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。
		イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。
		エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。
		オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。
		キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (42) ナバナ類 (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物をすき込む場合は、播種30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 栽培期間と時期に見合った資材を選定し、基肥重視の肥培管理を行う。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 有機質肥料を用いた基肥重視の肥培管理を行う。各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (43) 野菜苗

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 培土には地域の土壌を含むものを用い、たい肥等の成分を十分に調査し、適正量を混和すること。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 肥効調節型肥料施用技術 濃度障害等を回避するため、適正量の施用に努める。 イ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 機械を利用し、ほ場又は周辺の雑草を防除する。 イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。 ウ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 病害やセンチュウ等に抵抗性のある品種や台木を利用する。 エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。 オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。 カ 被覆栽培技術 施設の開口部等を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。 キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。 ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病虫害及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

4 花き

(1) キク (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物等をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 基肥施用を基本とし、可能な限り定植直前とする。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。基肥として施用する場合は、可能な限り定植直前とする。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ク マルチ栽培技術 定植間には場内に十分かん水し、その後マルチを敷いて畝の雑草を防除する。なお、シルバーマルチにはアザミウマ類、アブラムシ類に対して忌避効果がある。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (2) カーネーション (施設)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物等をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 基肥施用を基本とし、可能な限り定植直前とする。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。基肥として施用する場合は、可能な限り定植直前とする。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (3) ばら (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 改植前にピートモス、たい肥等の有機物を施用する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物等をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 株もとを中心に施用する。通路等には施用しない。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 効率的に肥効調節型肥料を利用し、追肥の回数を削減する。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。基肥として施用する場合は、可能な限り定植直前とする。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (4) 切り花（キク、カーネーション、ばらを除く）（施設）、（露地）

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等を施用する場合は、可能な限り作付け直前に施用し、速やかに土壌と混和する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物等をすき込む場合は、定植30日前までを目安として行い、土壌と十分混和する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 畝内施肥等により肥効の効率化を図る。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 基肥施用を基本とし、可能な限り定植直前とする。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。基肥として施用する場合は、可能な限り定植直前とする。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は周辺の雑草を防除する。</p> <p>イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ウ 土壌還元消毒技術 有機物を施用し、土壌中の水分を十分高めることで、土壌中を還元状態にし、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>エ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。</p> <p>オ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>カ 被覆栽培技術 苗床や施設を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>キ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>ク マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病害虫及び雑草を防除する。これにより肥料成分利用の効率化も図ることができる。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (5) 鉢花

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 培土には地域の土壌を含むものを用い、たい肥等の成分を十分に調査し、適正量を混和すること。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 肥効調節型肥料施用技術 濃度障害等を回避するため、適正量の施用に努める。 イ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。基肥として施用する場合は、可能な限り定植直前とする。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 機械を利用し、ほ場又は周辺の雑草を防除する。 イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。 ウ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。 エ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。 オ 被覆栽培技術 施設の開口部等を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。 カ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。 キ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病虫害及び雑草を防除する。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (6) 花壇苗

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 培土には地域の土壌を含むものを用い、たい肥等の成分を十分に調査し、適正量を混和すること。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 肥効調節型肥料施用技術 濃度障害等を回避するため、適正量の施用に努める。 イ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 機械を利用し、ほ場又は周辺の雑草を防除する。 イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。 ウ 熱利用土壌消毒技術 太陽熱土壌消毒又は、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒のいずれかを行い、土壌中の有害動植物を駆除する。 エ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。 オ 被覆栽培技術 施設の開口部等を寒冷紗などで被覆し、害虫の飛来を防止する。 カ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。 キ マルチ栽培技術 マルチ資材で被覆し、病虫害及び雑草を防除する。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## 5 果樹

## (1) みかん (施設)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 稲わら、刈草、バークたい肥等の有機物は、収穫後に施用する。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物は、雑草抑制を兼ねて草生栽培し、有機質資材として利用する。</p>
化学肥料低減技術	省令技術	<p>ア 局所施肥技術 株もと等を中心に施用する。通路等には施用しない。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 基肥施用を基本とし、追肥は可能な限り施用しない。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 骨粉、なたね油かす等有機質肥料を主体に施用する。</p>
化学合成農薬低減技術	省令技術	<p>ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は畦畔の雑草を防除する。</p> <p>イ 除草用動物利用技術 鶏を放飼する。必要に応じて、野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護する。</p> <p>ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。</p> <p>エ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。</p> <p>オ 被覆栽培技術 施設開口部を寒冷紗等の資材で被覆し、害虫の飛来を防止する。</p> <p>カ マルチ栽培技術 ほ場全面をマルチし、アザミウマ類等を防除する。これにより果実品質の向上にも効果がある。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (2) みかん (露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容	
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア	たい肥等有機質資材施用技術 稲わら、刈草、バークたい肥等の有機物は、収穫後に施用する。
		イ	緑肥作物利用技術 緑肥作物は、雑草抑制を兼ねて草生栽培し、有機質資材として利用する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア	局所施肥技術 株もと等を中心に施用する。通路等には施用しない。
		イ	肥効調節型肥料施用技術 基肥施用を基本とし、追肥は可能な限り施用しない。
		ウ	有機質肥料施用技術 骨粉、なたね油かす等有機質肥料を主体に施用する。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア	機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は畦畔の雑草を防除する。
		イ	除草用動物利用技術 鶏を放飼する。必要に応じて、野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護する。
		ウ	生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		エ	光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		オ	マルチ栽培技術 ほ場全面をマルチし、アザミウマ類等を防除する。これにより果実品質の向上にも効果がある。刈草、麦わら等をマルチすると雑草を防除する。盛夏期の気温上昇、乾燥防止にも効果がある

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (3) 日本なし

区分		持続性の高い農業生産方式の内容	
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア	たい肥等有機質資材施用技術 稲わら、刈草、バークたい肥等の有機物は、収穫後に施用する。
		イ	緑肥作物利用技術 緑肥作物は、雑草抑制を兼ねて草生栽培し、有機質資材として利用する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア	局所施肥技術 株もと等を中心に施用する。通路等には施用しない。
		イ	肥効調節型肥料施用技術 基肥施用を基本とし、追肥は可能な限り施用しない。
		ウ	有機質肥料施用技術 骨粉、なたね油かす等有機質肥料を主体に施用する。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア	機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は畦畔の雑草を防除する。
		イ	除草用動物利用技術 鶏を放飼する。必要に応じて、野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護する。
		ウ	生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		エ	光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		オ	被覆栽培技術 施設開口部を寒冷紗等の資材で被覆し、害虫の飛来を防止する。
		カ	フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		キ	マルチ栽培技術 刈草や麦わら等をマルチすると雑草を防除する。盛夏期の気温上昇、乾燥防止にも効果がある。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (4) もも、すもも (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 稲わら、刈草、バークたい肥等の有機物は、収穫後に施用する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物は、雑草抑制を兼ねて草生栽培し、有機質資材として利用する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 株もと等を中心に施用する。通路等には施用しない。
		イ 肥効調節型肥料施用技術 基肥施用を基本とし、追肥は可能な限り施用しない。
		ウ 有機質肥料施用技術 骨粉、なたね油かす等有機質肥料を主体に施用する。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は畦畔の雑草を防除する。
		イ 除草用動物利用技術 鶏を放飼する。必要に応じて、野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護する。
		ウ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		エ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		オ 被覆栽培技術 果実に袋掛けを行う。施設栽培では、施設開口部を寒冷紗等の資材で被覆し、害虫の飛来を防止する。
		カ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		キ マルチ栽培技術 雑草抑制を目的に収穫前に反射マルチを行う。これにより着色向上にも効果がある。刈草や麦わら等をマルチすると雑草を防除する。盛夏期の気温上昇、乾燥防止にも効果がある。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (5) ぶどう (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容	
有機 資材 施用 による 土改 善技 術	省 令 技 術	ア	たい肥等有機質資材施用技術 稲わら、刈草、バークたい肥等の有機物は、収穫後に施用する。
		イ	緑肥作物利用技術 緑肥作物は雑草抑制をかねて、有機物資材として利用する。
化 学 肥 料 低 減 技 術	省 令 技 術	ア	局所施肥技術 株もと等を中心に施用する。通路等には施用しない。
		イ	肥効調節型肥料施用技術 基肥施用を基本とし、追肥は可能な限り施用しない。
		ウ	有機質肥料施用技術 骨粉、なたね油かす等有機質肥料を主体に施用する。
化 学 合 成 農 薬 低 減 技 術	省 令 技 術	ア	機械除草技術 管理機等の機械を利用し、ほ場又は畦畔の雑草を防除する。
		イ	除草用動物利用技術 鶏を放飼する。必要に応じて、野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護する。
		ウ	生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		エ	光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		オ	被覆栽培技術 果実の袋かけや、施設開口部を寒冷紗等の資材で被覆し、病害虫による被害を軽減する。
		カ	フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		キ	マルチ栽培技術 刈草、麦わら等をマルチし、雑草を防除する。盛夏期の気温上昇、乾燥防止にも効果がある。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (6) かき

区分		持続性の高い農業生産方式の内容	
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア	たい肥等有機質資材施用技術 稲わら、刈草、バークたい肥等の有機物は、収穫後に施用する。
		イ	緑肥作物利用技術 緑肥作物は、雑草抑制を兼ねて草生栽培し、有機質資材として利用する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア	局所施肥技術 株もと等を中心に施用する。通路等には施用しない。
		イ	肥効調節型肥料施用技術 基肥施用を基本とし、追肥は可能な限り施用しない。
		ウ	有機質肥料施用技術 骨粉、なたね油かす等有機質肥料を主体に施用する。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア	機械除草技術 管理機等の機械を利用し、ほ場又は畦畔の雑草を防除する。
		イ	除草用動物利用技術 鶏を放飼する。必要に応じて、野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護する。
		ウ	生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		エ	光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		オ	被覆栽培技術 施設栽培では、施設開口部を寒冷紗等の資材で被覆し、病害虫による被害を軽減する。
		カ	フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		キ	マルチ栽培技術 刈草、麦わら等をマルチし、雑草を防除する。盛夏期の気温上昇、乾燥防止にも効果がある。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (7) いちじく (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容	
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア	たい肥等有機質資材施用技術 稲わら、刈草、バークたい肥等の有機物は、収穫後に施用する。
		イ	緑肥作物利用技術 緑肥作物は、雑草抑制を兼ねて草生栽培し、有機質資材として利用する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア	局所施肥技術 株もと等を中心に施用する。通路等には施用しない。
		イ	肥効調節型肥料施用技術 肥効調節型肥料を使用し、可能な限り施用回数を減らす。
		ウ	有機質肥料施用技術 骨粉、なたね油かす等有機質肥料を主体に施用する。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア	機械除草技術 管理機等の機械を利用し、ほ場又は畦畔の雑草を防除する。
		イ	生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		ウ	光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		エ	被覆栽培技術 果実の笠かけやハトメテープの利用、施設開口部を寒冷紗等の資材で被覆するなどして、病害虫による被害を軽減する。
		オ	マルチ栽培技術 畝に稲わら等を敷き、えき病等の回避と雑草の防除を図る。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (8) キウイフルーツ (施設)、(露地)

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 稲わら、刈草、バークたい肥等の有機物は、収穫後に施用する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物は、雑草抑制を兼ねて草生栽培し、有機質資材として利用する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 株もと等を中心に施用する。通路等には施用しない。
		イ 肥効調節型肥料施用技術 施用時期に見合った肥効調節型肥料を使用し、可能な限り施用回数を減らす。
		ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、ほ場又は畦畔の雑草を防除する。
		イ 除草用動物利用技術 鶏を放飼する。必要に応じて、野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護する。
		ウ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		エ 被覆栽培技術 果実の袋かけや、施設開口部を寒冷紗等の資材で被覆し、病害虫による被害を軽減する。
		オ マルチ栽培技術 刈草、麦わら等をマルチし、雑草を防除する。盛夏期の気温上昇、乾燥防止にも効果がある。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (9) ウメ

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 稲わら、刈草、バークたい肥等の有機物は、収穫後に施用する。
		イ 緑肥作物利用技術 緑肥作物は、雑草抑制を兼ねて草生栽培し、有機質資材として利用する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 株もと等を中心に施用する。通路等には施用しない。
		イ 肥効調節型肥料施用技術 施用時期に見合った肥効調節型肥料を使用し、可能な限り施用回数を減らす。
		ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 管理機等の機械を利用し、ほ場又は畦畔の雑草を防除する。
		イ 除草用動物利用技術 鶏を放飼する。必要に応じて、野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護する。
		ウ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		エ マルチ栽培技術 刈草、麦わら等をマルチし、雑草を防除する。盛夏期の気温上昇、乾燥防止にも効果がある。
		オ 雑草防除技術 雑草の生育を抑制する薬剤を施用し、雑草の生育を抑制する。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## (10) ブルーベリー

区分		持続性の高い農業生産方式の内容	
有機質資材の施用による土壌改善技術	省令技術	ア	たい肥等有機質資材施用技術 稲わら、刈草、バークたい肥等の有機物は、収穫後に施用する。
		イ	緑肥作物利用技術 緑肥作物は、雑草抑制を兼ねて草生栽培し、有機質資材として利用する。
化学肥料低減技術	省令技術	ア	局所施肥技術 株もと等を中心に施用する。通路等には施用しない。
		イ	肥効調節型肥料施用技術 肥効調節型肥料を使用し、可能な限り施用回数を減らす。
		ウ	有機質肥料施用技術 骨粉、なたね油かす等有機質肥料を主体に施用する。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア	機械除草技術 管理機等の機械を利用し、中耕・培土等によりほ場又は畦畔の雑草を防除する。
		イ	除草用動物利用技術 鶏を放飼する。必要に応じて、野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護する。
		ウ	生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		エ	光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。
		オ	被覆栽培技術 施設開口部を寒冷紗等の資材で被覆し、害虫の飛来を防止する。
		カ	フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。
		キ	マルチ栽培技術 刈草や麦わら等をマルチすると雑草を防除する。盛夏期の気温上昇、乾燥防止にも効果がある。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## 6 特用作物

## (1) 茶

区分		持続性の高い農業生産方式の内容
有機資材施用による土壌改善技術	省令技術	ア たい肥等有機質資材施用技術 たい肥等の有機質資材は、秋期から冬期にかけて施用する。土壌との混和には深耕ぐわを用い、断根をできるだけ避ける。
化学肥料低減技術	省令技術	ア 局所施肥技術 根が多く分布する樹幹下に施肥を行う。 イ 肥効調節型肥料施用技術 春肥・秋肥を基本に利用する。 ウ 有機質肥料施用技術 各有機質肥料の分解特性を把握して、肥料成分が有効に利用されるよう、適切な施用を図る。また、化学肥料と配合し、主として春肥と秋肥に施用する。
化学合成農薬低減技術	省令技術	ア 機械除草技術 畝間を中耕機で浅く耕耘し、雑草を防除する。また、畦畔は、刈り払い機などで雑草を防除する。 イ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。 ウ 光利用技術 特定の波長の光を利用して、有害動植物のまん延を防止する。なお、その設置には、防除効果が見込める程度設置する必要がある。 エ 被覆栽培技術 防風ネットにより葉の損傷を防ぐ。 オ フェロモン剤利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを利用する。 カ マルチ栽培技術 うね間に近紫外線反射フィルムでマルチ処理し、チャノミドリヒメヨコバイの発生を抑制する。

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号、平成18年農林水産省令第10号で追加された技術

## 第2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

### 1 土壌診断

たい肥等の有機質資材による土づくりを進めるためには、作目、導入する技術等を勘案して必要な項目について土壌診断を行い、その結果に基づいて適切に施用することが必要である。このため、農林水産事務所農業改良普及課、農業団体等は、連携のうえ、必要に応じて土壌診断、助言、指導を行い、農業総合試験場は土壌の性質に関する情報の提供等により支援を行うこととする。

### 2 施肥診断

たい肥等有機質資材は、窒素、リン酸、カリウム等の肥料成分を含んでいるため、それぞれの成分の含有量、有効化率を考慮して化学肥料を低減することができる。このためには、土壌と有機質資材からの窒素発現量を考慮して適切な化学肥料施用量を求める必要があり、農林水産事務所農業改良普及課によるアドバイスを受けることが適当である。

### 3 発生予察に基づく的確な防除の実施

適期防除を行うために、病害虫の早期発見に努めるとともに、農業総合試験場が発行する発生予察情報等を活用する。

## 第3 その他の事項

地力増進法に指定されている地域においては、地力増進対策指針が定められていることから、この対策指針に即した土壌の性質の総合的な改善を行うことが必要である。